

兵庫県のナンゴクアオウキクサ (角野康郎^a, 渡辺恭子^b)

Yasuro KADONO and Kyoko WATANABE: Occurrence of *Lemna aequinoctialis* Welw. in Hyogo Prefecture, Honshu, Japan.

別府ら (1985) は、日本産のアオウキクサ類を2種1亜種に整理した。すなわち、葉状体が冬には枯死し、種子によってのみ越冬するアオウキクサ *Lemna aoukikusa* Beppu et Murata, 常緑のナンゴクアオウキクサ *L. aequinoctialis* Welw., そして、冬には越冬芽を形成するホクリクアオウキクサ *L. aoukikusa* Beppu et Murata subsp. *hokurikuensis* Beppu et Murata である。このうちナンゴクアオウキクサは佐賀県を北限として九州以南に産するとされていた (坂井ら 1990)。ところが、このほど兵庫県にもナンゴクアオウキクサが産することが明らかになった。

1990年12月2日、兵庫県神戸市垂水区福田の垂水池 (通称 蓮池) において池一面に広がっているアオウキクサ属植物を採集した。その後の観察で、この浮草は葉状体のまま冬を越すことがわかった。葉状体にやや厚みがあり、一見コウキクサ *L. minor* L. かと思われるものであったが、根端は鋭頭で根鞘の基部には翼 (Fig. 1-A) が認められたことから、コウキクサ類ではなく、アオウキクサなどが含まれる "*L. perpusilla* group" (Landolt 1980) の種であることがわかった。

常緑の生態と葉状体などの形態は別府ら (1985) の指摘するナンゴクアオウキクサの特徴と一致し、

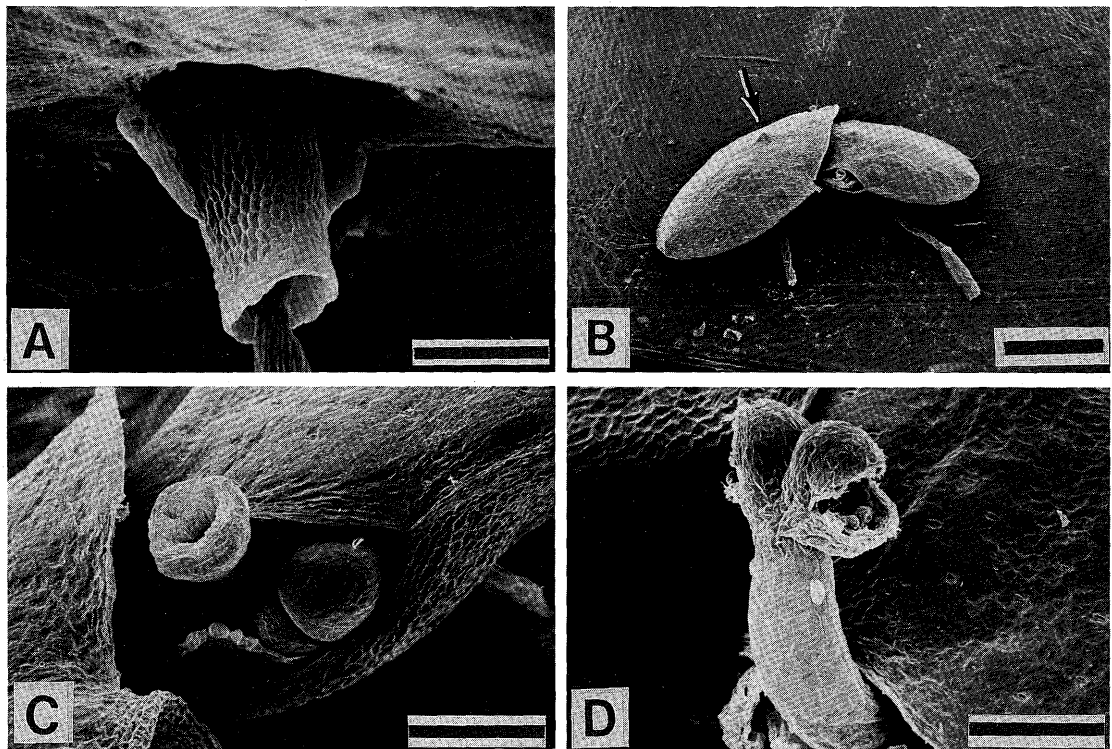


Fig. 1. SEM photographs of *Lemna aequinoctialis* found in Hyogo Prefecture. A. Root sheath with wings at the base, B. Fronds with one prominent papule (arrow), C. Flower of female stage, D. Flower of male stage. Bars indicate 0.2 mm for A, C, D and 1 mm for B.

特に葉状体表面の顕著な突起 (papule) が1個であること (Fig. 1-B) から, 類似種のアメリカ産 *L. perpusilla* Torrey (突起が2~3個) が帰化している可能性も否定された。さらに, 1991年5月になって開花個体が得られたので調べたところ, 雌性先熟であることが確認された。 (Fig. 1-C, D)。この特徴は九州産のナンゴクアオウキクサでも報告されているものである (別府ら 1985)。以上の結果から, 今回採集したアオウキクサ属植物はナンゴクアオウキクサに相違ないという結論に達した。

今回の発見でナンゴクアオウキクサの北限は兵庫県まで北上したことになる。既知産地からはかなり離れているが, アオウキクサ属植物はごく身近な植物であるにもかかわらず十分な調査がなされていないものである。今後の調査によって本州

におけるナンゴクアオウキクサの産地は追加されるものと思う。

なお, 標本 (角野 7001) は, 神戸大学教養部生物学教室に保管してある。

引用文献

- 別府敏夫, 柳瀬大輔, 野淵 正, 村田 源 1985. 日本産アオウキクサ類の再検討. 植物分類地理 36: 45-58.
- Landolt E. 1980. Key to the determination of taxa within the family of Lemnaceae. Veroff. Geobot. Inst. ETH, Stiftung Rubel, Zurich 70: 13-21.
- 坂井文明, 宮脇博巳, 別府敏夫 1990. ナンゴクアオウキクサの新産地. 植物分類地理 41: 105.

(^a神戸大学教養部生物学教室, ^b神戸大学理学部生物学教室)

新 刊

□大橋広好 (訳): 国際植物命名規約 1988 214 pp. 1992. 津村研究所. ¥2,500+送料¥310.

1988年に承認された, いわゆるベルリン規約の全訳である。これまでわが国には国際植物命名規約の独立した日本語版はなかった。中井, 北村, 広江, 上村などによる全訳や抄訳が, 雑誌や単行本の中に発表されており, 研究者の中には勉強をかねて自分の訳本を持っておられる方も少なくない。一方, 「学名のことは分類学の専門家にまかせればよい」という空気がなかったわけではない。しかしながら今日のように環境保全, 絶滅危惧種, ワシントン条約, 外来種, 開発事前調査など, 植物種を扱う多くの社会問題が広範囲に発生し, たくさん地域同好会誌があって, それらにおいても学名の検討がなされたり新名が現れている状況では, 学名というものはもはや分類学者の専売ではなくなってきた。特に, 学名の理解なしに和名を扱うことは, いたずらに混乱を招くだけである。国際植物学会議でも, 命名規約を各国語に翻訳することが勧告されている。韓国ではすでに, 国際

植物命名規約精解 (鄭 英昊 583pp. 1986) という大部の本が出版されている。本書の出版はまことに時宜にかなったもので, これによって問題点を誰でも自らチェックすることができるようになった。とは言っても元来が法律用語に近いものなので, 文章はそうやさしいものではない。熟読のうえ原文にも当たる必要があるだろう。これらを更に噛みくだいた解説が本誌あたりに載れば, 一層の理解に役立つだろう。147頁までが規約本文, 以降が各種の索引である。これまでなんとなく原語で済まされていた用語についても, 翻訳にあたって新しく工夫され, 判別文, 公認代置名などの新語がつけられた。当初予定していた出版社が販路の予測がつかずに辞退し, 訳者は苦労したようだが, 幸いに本誌の発行元の津村研究所のご理解により出版された。書店には出ないものなので, 直接申し込みたい。中身にくらべてきわめて安価なものなので, 本書が多くの人の参考に使われることを希望する。 (金井弘夫)